

定例監査結果報告

1 監査の種類
定例監査

2 監査の対象
市立病院

3 監査の着眼点及び主な実施内容等

今回の監査は、仙台市監査基準に従い、収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理事務等に関し、合規性、正確性等の観点から、令和3年度に執行された事務事業のほか、必要に応じ、令和3年度以外の年度に執行された事務事業の一部について、関係書類を調査するとともに、担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の日程

令和3年9月1日から令和4年1月12日まで

5 監査の結果

事務事業については、一部に改善を必要とする事例が見られたが、おおむね適正に執行されていると認める。

改善を要する事例は、次のとおりである。

(改善を要する事例)

(1) 不適切な契約事務について

契約の締結に当たっては、仙台市市立病院契約規程（平成元年仙台市病院規程第20号）、契約事務の取扱いに関する要綱（平成14年8月28日病院事業管理者決裁）及び仙台市市立病院契約業者指名基準（平成18年12月28日管理者決裁）に基づき、実際に履行可能な業者を選定し、適正に契約事務を行う必要がある。

ところが、財産管理課においては、「令和3年度仙台市立病院産業廃棄物（粗大）収集・運搬・処分業務委託」について、処分業許可を持たない産業廃棄物収集運搬業者から見積りを徴収し契約していた。

契約事務の取扱いに当たっては、関係規程に則り、適正に処理する必要がある。